



成年年齢引き下げ

成年年齢が、2022年4月から、現行の20歳から18歳に引き下げられます。約140年ぶりに成年の定義が見直されることで、何が変わるのか、私たちの暮らしにどのような影響がもたらされるのか。知っておきたいポイントをまとめました。

1 「成年年齢」はいつから変わるの？

日本での成年年齢は民法で定められています。民法改正により、2022年4月1日から、成年年齢が

20歳から18歳に変わります。2022年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から新成人となります。

◆新成人となる日

生年月日	成年になる日	成年になる年齢
2002年(平成14年)4月1日以前	20歳の誕生日	20歳
2002年(平成14年)4月2日から2003年(平成15年)4月1日	2022年4月1日	19歳
2003年(平成15年)4月2日から2004年(平成16年)4月1日	2022年4月1日	18歳
2004年(平成16年)4月2日以降	18歳の誕生日	18歳

2 成年に達すると何が変わる？

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。一方で、**飲酒や喫煙、競馬・競輪などはこれまでと同様、20歳にならないとできません。**



18歳(成年)になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
 - 携帯電話の契約
 - ローンを組む
 - クレジットカードをつくる
 - 一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆10年有効のパスポートを取得する
- ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ◆結婚/女性の結婚年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる

※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型、中型自動車免許の取得

3 成年に達して一人で契約する際に注意することは？

契約には責任も生じます。その契約が必要かどうか、よく検討しましょう。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がな
いまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれ
る可能性があります。

社会経験に乏しく、
保護がなくなったばかりの成年を狙い打ち
にする悪質な業者も
います。

そうした消費者ト
ラブルに遭わないた
めには、未成年のうち



から、契約に関する知識を学び、様々なルールを知っ
た上で、その契約が必要かよく検討する力を身に付
けておくことが重要です。

消費者トラブルに巻き込まれた場合や困っ
たことが起きてしまった場合の相談窓口とし
て、自治体の消費生活センターや消費者ホッ
トライン「188 (いやや)！」が設置されてい
ます。困ったとき、おかしいなと思ったとき
にはしっかり相談ができることも大事です。

若者のトラブル

18歳・19歳は特に注意

成人年齢18歳に！「未成年者取消権」は適用外

18歳、19歳であっても親の同意なく
携帯電話を契約したり、ローンを組んだり
できるようになります。一方、未成年者取
消権は、成年に達すると同時に行使できな
くなります。

社会経験の少ない若者が消費者トラブル
に遭っています。特に情報商材、オンライン

サロン、暗号資産、バイナリーオプション※
やFX等の投資用ツールの儲け話、エステ
ティックサービス、医療脱毛、包茎手術等
の美容医療に関する相談が多く寄せられて
います。

※バイナリーオプションとは…ある一定期間で投資対
象が選択したレートより高くなるか低くなるか予想す
る投資方法です。

【事例】 未成年時に投資用USBを勧誘され、成人してすぐに借金を指南されて契約した

大学の先輩から「バイナリーオプションで
儲かっている人の話を聞いてみないか」と誘われ
「投資用USBを使えば1万円を1年間で何
百万にすることができる。投資用USBは50万
円だが、今投資すれば老後は安泰だ」と説明
され20歳になってから投資用USBを購入する
ことになった。20歳になるとすぐ連絡があり
用意された契約書を記入する時、学生ローン
の借入れを指南され、学生ローン数社から
合計50万円を借り入れて支払った。その
後、業者のセミナーに参加したり、購入した

投資用USBを使ってバイナリーオプションを
やったが、勧誘時の説明と異なり儲からない。
契約を解約し、返金してほしい。

投資用USB

▽
学生ローンの借入れ

▽
バイナリーオプション

▽
勧誘時の説明と異なり儲からない

【事 例】

SNSで知り合った人に儲かる情報商材を勧誘され、契約したが儲からなかった

SNS のアカウントに知らない人から「ネットビジネスに興味がないか」とDMが届いた。興味を持ったので、SNSの通話機能を利用して話を聞き、10万円の情報商材を契約しクレジットカード決済した。しばらく情報商材を使ったが、儲からない。クーリング・オフについて記載された契約書面が渡されていないので、書面不交付でクーリング・オフできないか。

ネットビジネス
▽
10万の情報商材の契約
▽
クレジットカード決済
▽
クーリング・オフできないか？

【事 例】

無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった

街頭アンケートに答え、脱毛エステの無料体験に誘われた。無料体験後、断ったにもかかわらず別室へ案内され、有料のエステの勧誘を受け続け、断り切れずに約30万円の全身脱毛コースの契約をしてしまった。解約したい。

脱毛エステの無料体験
▽
有料のエステ勧誘
▽
30万の全身脱毛コースの契約
▽
解約したい

★ 犯罪につながるアルバイトにも注意

- ★ SNSで知り合った人から「ATMでお金をおろすだけ」「スーツを着てお金を受け取るだけ」といわれアルバイト感覚で詐欺に加担してしまった。
- ★ 友人から、「名前（名義）だけ貸してくれない？ 報酬は払うし通信料は払うから」といわれ携帯電話を契約し、その携帯電話が犯罪に使われてしまった。
- ★ 送られてきた荷物を指定の住所に転送するだけのアルバイトだといわれ、荷受け代行のアルバイトに申し込み犯罪の加害者になってしまった。

アドバイス……………

うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう「簡単に儲かる」「手軽にキレイ」「〇% OFF」などのインターネット・SNS の広告や書き込み、友人や知人、SNS で知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれるケースが多発しています。こうした広告や説明はうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。「お金がない」と言うと、消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。

クーリング・オフや消費者契約法など、消費者保護のルールがあることを覚えて、いざというときは活用しましょう。特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、特定継続的役務提供（エステティックや美容医療等）の契約では、クーリング・オフができる場合があります。消費者契約法では「嘘の説明をされた」「帰りたいといったが帰してくれなかった」等、不当な勧誘があった場合は契約を取り消すことができます。

少しでもおかしい、不安だと思ったら、新宿区立新宿消費生活センターに相談してください。



コラム

新宿区の成人式「はたちのつどい」は？



新宿区の対応について

令和4年度以降は20歳を対象に「はたちのつどい」を開催します

対象年齢を20歳とする主な理由

- (1) 20歳での成人式開催が支持されていること※
- (2) 18歳という年齢は、進学や就職の準備を抱え、式典への参加が難しくなると考えられること
- (3) 18歳を成人式の対象とすると、初年度は18歳から20歳の3学年が対象となり、日程調整や会場確保、警備などの点で課題があること

※新宿区が、令和2年1月に開催した「はたちのつどい」への参加者に対して実施したアンケートにおいて、8割以上の若者が成人式を20歳で実施することを支持している結果が出ました。

※公益財団法人日本財団が、平成31年1月に全国の男女を対象に実施した18歳意識調査において、7割以上の若者が成人式を20歳で実施することを支持している結果が出ました。



相談員コラム

最近、SNSで知り合った人からの消費者トラブルが増え、若い人から高齢者まで被害が広がっています。

例えば、SNSで知らない人から友だち申請が来て、何度かやりとりするうちに簡単に儲かる投資があるといわれ、高額なFXの情報商材を購入したが、まったく儲からない。SNSで入手困難なチケットを譲るといわれ、代金を振り込んだもののチケットが届かない。SNSで10万円当選しました、先着50名様に無料でプレゼントなどの宣伝文句につられ、貼り付けてあったURLにつなぎ個人情報を取られてしまう等、

様々な相談がセンターに寄せられています。

SNSでやり取りするうちに、親近感が増し、つつい相手信用してしまいがちですが、インターネット上では簡単に嘘がつけるとことを忘れず、お金やビジネスの話が出てきた場合は、詐欺ではないかと疑ってみてもいいかもしれません。また、未成年者のいる家庭ではSNSの利用についてルールを決めておくことも一つです。

SNS (ソーシャルネットワーキングサービス) とは
ネット上で社会的なつながりを提供するサービスのことです。

例：LINE、Instagram (インスタグラム)、Facebook、Twitter

商品購入・契約などの
トラブルでお困りの
区民の皆様のために

新宿消費生活
センター
相談室

電話番号 03-5273-3830

所在地 新宿区新宿5-18-21 新宿区役所 第二分庁舎3階

相談日 月～金曜日(祝日等を除く)

▶電話相談=午前9時～午後5時 ▶来所相談=午前9時～午後4時30分

※新型コロナウイルスの感染症の状況によっては、来所相談を休止している場合がありますので、事前に、お問い合わせください。